



平成 24 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社システムソフト
代表者名 代表取締役社長 吉尾 春 樹
(J A S D A Q ・ コード 7 5 2 7)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 緒 方 友 一
T E L 0 9 2 - 7 3 2 - 1 5 1 5

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 26 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 12 月 14 日開催予定の第 31 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 25 年 1 月 1 日に予定しておりますパワーテクノロジー株式会社との合併（以下「本合併」といいます。）に伴い、定款の一部を次のとおり変更するものです。

なお、本件は、平成 24 年 12 月 14 日開催予定の第 31 回定時株主総会における、本合併契約の承認および吸収合併の効力が生じることを条件とし、本定款一部変更の効力は本合併の効力発生日（平成 25 年 1 月 1 日予定）といたします。

- (1) 第 2 条（目的）について、当社の定款に規定のないパワーテクノロジー株式会社の事業目的を追加することとし、それに伴い号数等を変更するものです。
- (2) 社外取締役および社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も広く人材を招聘することができるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款に、変更案第 28 条（取締役の責任免除）第 2 項および変更案第 36 条（監査役の責任免除）第 2 項を新設するものです。
なお、変更案第 28 条第 2 項の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 現行定款第 2 条（目的）、第 28 条（取締役の責任免除）第 2 項および第 36 条（監査役の責任免除）第 2 項の変更の効力発生日を規定するため、附則を新設するものです。

なお、本合併に関しましては、平成 24 年 10 月 31 日公表の「パワーテクノロジー株式会社との合併契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータのソフトウェアの開発および販売業務 2. コンピュータのソフトウェアに関する著作権の輸出入および販売業務 3. コンピュータの本体および周辺装置の開発および販売業務 4. コンピュータの本体、周辺装置、およびソフトウェアに関する工業所有権の輸出入および販売業務 5. エレクトロニクス応用商品の開発および販売業務 6. 出版業務 7. コンピュータによる情報処理サービスに関する業務 8. 情報通信サービスおよび放送サービスに関する業務 9. 映像、音楽、コンピュータグラフィックスなどの作品の制作およびそれらを統合的に取り扱う作品の制作ならびにその販売に関する業務 10. イベント・展示会、博覧会および会議などの企画デザイン、演出、設計、製作および運営に関する業務 11. セミナー、講習会などの開催に関する教育研修業務 12. 前各号に付帯するコンサルティング業務 	<p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータのソフトウェアの開発および販売業務、<u>ならびにサービスの提供</u> 2. コンピュータの本体および周辺装置の開発および販売業務 3. エレクトロニクス応用商品の開発および販売業務 4. コンピュータのソフトウェアに関する著作権の輸出入および販売業務、<u>ならびにサービスの提供</u> 5. コンピュータの本体、周辺装置、およびソフトウェアに関する工業所有権の輸出入および販売業務、<u>ならびにサービスの提供</u> 6. インターネットプロバイダ業務 7. (現行どおり) 8. (現行どおり) 9. (現行どおり) 10. (現行どおり) 11. 広告・宣伝に関する代理業務 12. マーケティングリサーチに関する業務

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	13. <u>ウェブ関連ソフトによる営業企画、販売促進、広告およびメディア事業に関する業務</u>
(新 設)	14. <u>企業の経営戦略、財務戦略、営業企画、販売促進の立案に関する業務</u>
(新 設)	15. <u>企業の業務提携、営業譲渡、資産売買、資本参加、および合併に関する斡旋ならびに仲介に関する業務</u>
(新 設)	16. <u>顧客企業への投資およびその育成支援に関する業務</u>
(新 設)	17. <u>ベンチャー企業への投資およびその育成支援に関する業務</u>
(新 設)	18. <u>投資有価証券の保有、売買および運用に関する業務</u>
(新 設)	19. <u>古物の売買、輸出入およびその仲介業務</u>
13. 前各号に付帯する労働者派遣業務	20. <u>不動産の賃貸・仲介および有効活用に関するコンサルタント業務</u>
14. 広告・宣伝に関する代理業務	21. <u>セミナー、講習会などの開催に関する教育研修業務</u>
15. マーケティングリサーチに関する業務	22. <u>出版業務</u>
16. 不動産の賃貸・仲介および有効活用に関するコンサルタント業務	23. <u>インターネットを利用した通信販売業務</u>
17. インターネットを利用した通信販売業務	24. <u>前各号に付帯するコンサルティング業務</u>
18. インターネットプロバイダ業務	25. <u>前各号に付帯する労働者派遣業務</u>
19. 前各号に付帯関連する一切の業務	26. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u>
第3条～第27条（条文省略）	第3条～第27条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (新 設)</p> <p>第29条～第35条（条文省略） (監査役の責任免除) 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (新 設)</p> <p>第37条～第40条（条文省略） (新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第29条～第35条（現行どおり） (監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第37条～第40条（現行どおり） (附則) <u>第41条 第2条、第28条第2項および第36条第2項の変更は、平成25年1月1日から効力を発生する。なお、本条は当該効力発生日をもって削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 12 月 14 日（金）
定款変更の効力発生日 平成 25 年 1 月 1 日（火）

以 上